

# 塩尻市新型コロナ対策事業者間取引促進事業要項

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

## 1. 目的

過日実施した、塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業「しおじり元気応援券」は、販売から5日で完売し、販売初日から多くの市民の皆様にご利用されています。

今回は「地域応援券」と「共通券」という2種類の券を合冊し、多くの市民の皆様にご地域での事業所支援という趣旨を御理解いただき、完売に至りました。

さて、今回は個人ではなく事業者として商品券を利用（事業者間取引含む）できないかとの声に応え、コロナの影響による厳しい経営状況の中で、事業者の仕入れの支払いやコロナ対策として社内環境整備、福利厚生などの充実とともに事業者間の利用・取引を促進し、市内事業者全体で経済の活性化を図ることを目的として、本要項を定め実施するものです。

なお、本事業は塩尻市が市議会9月定例会に提案する補正予算の成立が前提となります。

## 2. 事業名称

塩尻市新型コロナ対策事業者間取引促進事業

## 3. 実施主体

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

構成団体：塩尻市産業振興事業部・塩尻商工会議所・広丘商工会・（一社）塩尻市観光協会  
（公社）塩尻青年会議所

## 4. 発行額

発行総額：130,000,000円（プレミアム率：30%）

※販売総額：100,000,000円

## 5. 発行内容

(1) 商品券名「しおじり元気応援券」

～街を元気に！地域経済を守ろう！塩尻でお買い物を！～

(2) 販売冊数 10,000冊

(3) 商品券1冊 13,000円（購入金額10,000円）

額面1,000円券7枚、500円券12枚を1冊として販売

《内訳》

ア 塩尻市内で営業する中小事業者のみで利用できる地域応援券

6,000円分（500円券×12枚）

イ 取扱店舗すべてで利用できる共通券

7,000円分（1,000円券×7枚）

※一般の「しおじり元気応援券」とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

※自店換金防止策として購入した取扱店は、商品券使用前に裏面の「使用事業者」欄に署名または押印をしてから使用すること。

※塩尻市内に本社・本店を有しない事業者では共通券のみ使用となります。

## 6. 販売対象

(1) 販売対象は塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業に登録した取扱店とする。

※ただし令和2年9月4日までに登録を済ませた店舗は販売対象とする。

(2) 商品券の購入限度冊数は、1取扱店30冊（販売額で30万円）とするが、申請状況により、申込者による按分など冊数の調整を行う。

## 7. 商品券引き換え期間

販売期間 令和2年9月26日（土）～10月2日（金）

販売時間 9：00～19：00

## 8. 商品券販売場所

市民交流センター 会議室401（塩尻商工会議所隣）

## 9. 販売・購入方法

(1) 会議所会員及び取扱店に登録している非会員事業者に、事前に購入希望申込書を送付する。また、商品券特設ページと市ホームページへ掲載を行う。

(2) 購入希望事業者は必要事項を記入のうえ、FAXまたは持参、郵送にて商工会議所に申し込む。購入希望申請書の申込期限は令和2年9月4日（金）必着とする。

(3) その後、事務局から購入冊数確定通知書および引換券を送付する。

※ただし、申込状況により購入冊数の調整を行う場合がある。

## 10. 商品券有効期間

令和2年9月26日（土）～令和2年12月31日（木） ※有効期限後無効

## 11. 商品券の利用対象にならないもの

(1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）

(2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い

(5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(6) たばこ

## 12. 換金手続き

塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業と同様とする。

ただし、換金をする際は一般向けと事業者間取引の商品券を分けること。

## 13. 換金手数料

取扱店の負担は無しとする。

1 4. 購入事業者並びに取扱店禁止事項

(1) 商品券のコピー等偽造すること。

(2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること。

(3) 取扱店が自ら購入した商品券を、自店の売上げとしてそのまま換金すること。

(4) 取扱店は、消費者が使用した商品券を、再び使用してはならない。

(5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと。

(6) 取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができなくなるものとする。

1 5. 取扱店の責務等

塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業と同様とする。

1 6. 補則

この要項に定めることのほか、必要がある事項は塩尻商工会議所が別に定める。

附則

この要項は、令和2年8月12日から施行する。

塩尻市新型コロナ対策事業所間取引促進事業 スケジュール

月 日	作 業 内 容	
7月31日(金)	事務局会議 要項案確定	
8月12日(水)	第3回塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会(要項確定)	
8月13日(木)	事業者への案内・購入希望申込書発送	
9月4日(金)	購入希望申込書締切	
9月7日(月)	事務局会議(申込状況の確認と対応検討)	
9月14日(月)	引換券発送	
9月15日(火)	商品券納品	
9月25日(金)	販売所準備	
9月26日(土)	商品券発売開始	
10月2日(金)	商品券販売終了	
	換金は現状の商品券のスケジュールとおりに行う。	
12月31日(木)	商品券有効期限	
1月29日(金)	換金終了	